

共同 合同 事務所届出について

1. 共同事務所・合同事務所の区別

共同事務所……同一室内で、行政書士(又は行政書士法人)が
各々の事務所を設置する場合。

合同事務所……同一室内で、他士業者(又は他士業法人)と
各々の事務所を設置する場合。

2. 共同・合同事務所届出の添付について

登録申請者が事務所を共同・合同事務所として使用する場合には、「共同・
合同事務所届出」(別紙様式)を申請書に添付する。

3. 記載上の注意

- * 「2 事務所設置者名」欄は、登録申請者とともに業務を行う者の氏名その
の士業名を記入すること。
- * 「2 事務所設置者名」欄の、士業名が『行政書士』又は『行政書士法人』
である場合は、必ず職印を押印すること。
- * 「3 事務所諸経費の分担方法」欄は、事務所使用料(家賃)・光熱費等の
分担方法を記入すること。

平成 年 月 日

日本行政書士会連合会
会長 殿

登録申請者

(自宅)住所

事務所

所在地

事務所 TEL

氏 名

職印

共同 合同 事務所届出

下記のとおり共同・合同事務所を設置いたしますので届出します。

記

1 事務所所在地

東京都

2 事務所設置者名

資 格	氏 名	印又は職印※	備 考

※資格が行政書士行政書士法人の場合は、必ず職印で押印下さい。

3 事務所諸経費の分担方法

以上

(例：[他の士業者と同一場所に事務所を設ける場合])

誓 約 書

東京都 行政書士会

会 長

殿

登録変更申請者

住 所

氏 名

職印

今回、事務所変更するに当たり、他の士業者（行政書士を含む）と同一の場所に事務所を設置しますが、個人事務所であることを認識し、雇用されたり名義を貸したりせず、下記条項を遵守いたします。

違背した場合には厳正なる処分を受けても異議はなく、また調査のため必要がある場合には資料を提出することを誓約いたします。

記

- 1 表札は不特定多数の人が確認できる場所に掲示します。
- 2 同一場所に事務所を設置する他の士業者からも業務内容を守秘します。
- 3 業務の受託及び報酬の収受は、依頼者と直接行います。
- 4 業務の報酬は自己の収入とし、所得税の確定申告を行います。
- 5 取扱業務についての帳簿を備えつけ、記載・管理いたします。

以 上